

令和9年度神奈川県教育委員会スクールカウンセラーアドバイザー採用候補者選考 募集案内

神奈川県教育委員会では、総合的な教育相談体制の充実と、スクールカウンセラーの資質向上を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーの採用候補者を次の通り募集します。

1 職務内容

スクールカウンセラーアドバイザーは、配置された教育事務所長等の指揮監督の下に、スクールカウンセラーの業務に加えて、概ね次の業務を行う。

- ア スクールカウンセラーに対する指導・助言
- イ 教育事務所管内の活動状況の取りまとめ
- ウ 県教育委員会等が行う研修会及び連絡協議会等での指導・助言
- エ その他、児童・生徒の課題解決を図るために教育事務所長が必要と認めるもの

2 応募資格

次の（１）、（２）の要件をすべて満たしている者とする。

（１）次のアからエまでのいずれかの要件を満たしていること

- ア 公認心理師
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ウ 精神科医
- エ 児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

（２）スクールカウンセラーに対する専門的なアドバイス等を通して資質向上を図るとともに、教育相談体制の充実に携わる意欲があり、その経験のある者

※ 受験資格の要件を満たさない場合や、わいせつ行為等を行ったなどのスクールカウンセラーアドバイザーとしての適格性を欠く事実が明らかになった場合、重要な経歴の詐称が判明した場合は採用しません。

※ スクールカウンセラーアドバイザーとして業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、スクールカウンセラーアドバイザーとしての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないこと（特定性犯罪事実該当者ではないこと）としています。このため、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合は、採用しません。

なお、受験申込みにおいて、あらかじめ特定性犯罪の前科の有無の申告が必要となります。

※ 第二次選考合格者においては、上記記載の「こども性暴力防止法」に基づく犯罪事実確認のため、神奈川県教育委員会から指示された必要な手続等に対応する必要があります。

- ※「令和9年度神奈川県教育委員会スクールカウンセラーの採用選考」に応募している場合は、重複して応募することはできません。ただし、スクールカウンセラーアドバイザーの採用選考に不合格であっても、スクールカウンセラー採用選考における面接の点数が基準点以上取れていた場合、スクールカウンセラーとして勤務することができます。
- ※県教育委員会で任用されるスクールソーシャルワーカー等との兼務はできません。

3 採用予定者数 6名程度

4 選考について

- (1) 選考方法
- ・一次選考 「書類審査」
 - ・二次選考 「面接選考」
- (2) 一次選考の結果について
- 令和8年11月上旬に、選考結果を郵送にて通知します。
- なお、合格者には二次選考の日程や会場を記載した受験票を同封します。
- (3) 二次選考の日程
- 選考区分 面接
- ・令和8年11月26日（木）と27日（金）のどちらか1日。
 - ・面接日程等の詳細は、一次選考合格者に対し別途通知します。
- (4) 二次選考の会場
- 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課
横浜市中区日本大通1
- ※受験者が多い場合は、会場の変更があります。
- ※その場合は、二次選考の受験票に記載します。
- (5) 二次選考の結果の案内
- 二次選考当日に日程と通知方法（郵送・県ホームページへの掲載）をお知らせします。
- ※選考結果について、電話、電子メール等による問合せには応じません。
- (6) その他
- ・合格通知後にやむを得ない理由により、辞退する場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。

5 応募方法

次の書類のうち、応募資格に該当するものを、**簡易書留で問合せ先まで郵送**してください。
令和8年10月20日（火）締切り ※当日消印有効 但し直接持参する場合は当日17時まで。

必要書類	応募資格	正資格者			
		ア	イ	ウ	エ
① 令和9年度 神奈川県教育委員会 スクールカウンセラーアドバイザー採用候補者選考申込書 「様式1及び様式2」＊片面印刷すること		○	○	○	○

② 返信用封筒 2 通 110円切手（2 通）を貼付した定型（長型 3 号）封筒に 住所・氏名を表記（宛名の敬称は「様」）したもの	○	○	○	○
③ 「公認心理師登録証」の写し、もしくは「公認心理師 試験合格証書」の写し ※合格証書の写しを提出された方には、本採用 選考合格後、「公認心理師登録証」の写し	○			
④ 「臨床心理士資格登録証明書」の写し		○		
⑤ 「医師免許状」の写し			○	
⑥ 在職証明書 ※過去に勤務していた方は職歴証明書				○

6 採用について

二次選考に合格した者で、令和 8 年度神奈川県スクールカウンセラーまたはスクールカウンセラーアドバイザーとして任用されていない者は、各自、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を速やかに行ってください。なお、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合は、採用されません。

また、採用候補者は、派遣先の教育事務所長、または横須賀市教育委員会学校教育部支援教育課長の面接が必要となります。なお、勤務場所が令和 8 年度と変更がない場合も同様です。

採用にあたり「宣誓書」「営利企業等への従事等確認票」「健康診断書の写し」を令和 9 年 3 月 12 日（金）までに配置先の教育事務所又は横須賀市教育委員会へ提出してください。

7 勤務条件等

（1）配置先 神奈川県教育委員会が指定した各教育事務所（湘南三浦、県央、中、県西）または、横須賀市教育委員会に配置する。

（2）勤務日 原則として、週 2 日以内、1 日あたり 7 時間以内、年間 104 日以内、合計 728 時間以内、1 ヶ月 62 時間未満

（3）基本報酬等

1 報酬等

1 時間あたり 5,000 円

※交通費は別途支給します。

※基本報酬額は、変更する可能性があります。

2 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、出産休暇等

（4）身分 第 1 号会計年度任用職員

（5）雇用期間 令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 10 年 3 月 31 日（金）【予定】

※同一の業務が継続してある場合には、選考を経て、2 回を限度に、改めて採用されることがあります。

- (6) その他
- ・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の適用はありません。
 - ・労働者災害補償保険は適用されます。

8 その他

本募集は令和9年度の県予算の成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じます。

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局支援部 子ども教育支援課 担当：高原、坂田
所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電 話：(045)210-8292 (子ども教育支援課直通)
ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/counselor.html>